

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【公表番号】特表2017-517647(P2017-517647A)

【公表日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【年通号数】公開・登録公報2017-024

【出願番号】特願2016-572492(P2016-572492)

【国際特許分類】

D 04 B 21/00 (2006.01)

D 04 B 1/14 (2006.01)

【F I】

D 04 B 21/00 B

D 04 B 1/14

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月9日(2017.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

E M I シールドアセンブリであって、

対向する端部の間で縦方向に延びる対向する側面を有する非金属糸のニット壁と、
前記非金属糸の複数のループによって前記壁に固定された少なくとも1つのワイヤとを
備え、

前記少なくとも1つのワイヤは接地源との操作可能な接続のためにそれぞれの前記対向
する側面を超えて延びる、E M I シールドアセンブリ。

【請求項2】

前記ワイヤは、前記ワイヤの複数の個別の束を形成する複数の前記ワイヤを含み、それ
ぞれの前記束は互いに概ね平行に延び、前記束は互いに横方向に離間する、請求項1に記載
のE M I シールドアセンブリ。

【請求項3】

所定の幅Wを有するギャップは、隣接する前記束の間に延び、前記ギャップは前記壁と
の相対運動に対して前記束を固定する前記ループによって維持される、請求項2に記載の
E M I シールドアセンブリ。

【請求項4】

前記少なくとも1つのワイヤは燃られる、請求項1に記載のE M I シールドアセンブリ
。

【請求項5】

前記少なくとも1つのワイヤは編まれる、請求項1に記載のE M I シールドアセンブリ
。

【請求項6】

前記少なくとも1つのワイヤは絶縁される、請求項1に記載のE M I シールドアセンブリ。

【請求項7】

前記ワイヤは複数の自由端部および前記自由端部の間で縦方向に延びて前記非金属糸の
前記ループの間に配置される少なくとも1つの結び目を含む、請求項1に記載のE M I シ

ールドアセンブリ。

【請求項 8】

前記壁は2以上の種類のニットパターンで形成される、請求項1に記載のEMIシールドアセンブリ。

【請求項 9】

前記壁は前記対向する側面に隣接する複数の前記非金属糸の端目を含む、請求項1に記載のEMIシールドアセンブリ。

【請求項 10】

前記ワイヤは複数の自由端部を含み、前記アセンブリはそれぞれの前記自由端部に操作可能に取り付けられる導電ブラケットをさらに含む、請求項1に記載のEMIシールドアセンブリ。

【請求項 11】

EMIシールドアセンブリの構築方法であって、

壁を含む本体を形成するために1またはそれ以上の非金属糸を互いに編みつつ、対向する端部の間で縦方向に互いに概ね平行に延びる対向する側面を有する前記壁内に少なくとも1つのワイヤを備え付けるステップと、

前記ワイヤの周りに前記非金属糸のニットループを形成して前記ループで所定の位置にワイヤを捕捉し、前記ワイヤは前記非金属糸に対しておよび他のワイヤに対して固定されるステップとを備える、方法。

【請求項 12】

壁を含む本体を形成するために1またはそれ以上の非金属糸を互いに編みつつ、対向する端部の間で縦方向に互いに概ね平行に延びる対向する側面を有する前記壁内に少なくとも1つのワイヤを備え付ける前記ステップは、1またはそれ以上の非金属糸を経編みしつつ、前記少なくとも1つのワイヤを前記壁内に縦糸方向に沿って備え付けると、さらに規定される、請求項11に記載の方法。

【請求項 13】

前記壁の前記対向する側面を超えて延びる前記ワイヤの複数の露出した自由端部を提供することをさらに含む、請求項11に記載の方法。

【請求項 14】

前記自由端部を少なくとも1つの導電ブラケットに接続することをさらに含む、請求項13に記載の方法。

【請求項 15】

前記ワイヤの複数の露出した自由端部を提供することを、前記ワイヤの自由端部を露出させるために前記対向する側面において前記非金属糸の前記壁を切断することをさらに規定する、請求項13に記載の方法。

【請求項 16】

前記ワイヤは複数のワイヤであり、前記方法は少なくとも1つの前記ワイヤの個別の束を形成することをさらに含む、請求項11に記載の方法。

【請求項 17】

前記少なくとも1つのワイヤは撲られる、請求項11に記載の方法。

【請求項 18】

前記壁の前記本体の前記対向する側面を完成するために前記非金属糸で端縫いを形成することをさらに含む、請求項11に記載の方法。

【請求項 19】

前記ワイヤの一部を結び、前記壁の前記非金属糸の前記ループの間で前記結び目部分を捕捉することをさらに含む、請求項11に記載の方法。

【請求項 20】

前記壁内に少なくとも1つのワイヤを備え付ける前記ステップは隣接するワイヤの間に延びるギャップを作り出し、前記ギャップを前記ワイヤ間の所定の位置に維持するとさらに規定される、請求項11に記載の方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

図4の参照にもどって、例示的な実施形態のEMIシールドアセンブリを構築する方法はワイヤ28の一部を曲げ、壁24の非金属糸26のループ34の間に曲がった部分を捕捉することを含む。既に説明されたように、例示的な実施形態のワイヤ28は複数のワイヤ28の個別の束44をもたらすために互いに並んだ関係で配置される。それゆえ、方法はまたワイヤ28の少なくとも1つの個別の束44を形成するステップを含むかもしれない。さらに、方法は撲られ、または編まれたワイヤ28を用いるかもしれない。少なくとも1つの実施形態の方法はさらに壁24の本体22の対向する側面30を完成させるために非金属糸26で端目36を形成するステップを含むかもしれない。